

○後志広域連合職員の条件附採用に関する規則

〔 令和 7 年 9 月 29 日
規則第 5 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、職員の条件附採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件附採用期間)

第 2 条 新たに採用された職員の条件附採用期間は、その任命の日から起算して 6 箇月間とする。ただし、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員は、1 箇月間とする。

(評価)

第 3 条 広域連合長は、条件附採用期間中の職員の勤務評定を行う。

2 評定の実施方法は、広域連合長が別に定める。

3 評定結果は、原則公開しない。

(採用の適否)

第 4 条 広域連合長は、条件附採用職員の所属長から提出のあった評定書（別記様式第 1 号）に基づき、正式採用、条件附採用期間の延長又は免職を決定する。

2 採用と決定したときは、条件附採用期間中の職員に通知することなく、その期間が終了した翌日に正式採用となる。

3 広域連合長は、条件附採用期間中の職員の勤務実績が不良であると認めたときは、当該職員をその意に反して免職することができる。この場合、広域連合長は、当該職員に対し、免職通知書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

(条件附採用期間の延長)

第 5 条 前条に定めるもののほか、広域連合長は、能力の実証が十分でないと認められる場合その他特別の事情がある場合においては、条件附採用期間を延長することができる。ただし、延長は、条件附採用期間の開始後 1 年を超えることができない。

2 第 2 条の規定にかかわらず、条件附採用期間の終了の際、病気等の理由により実際に勤務した日数が 90 日に満たない場合には、その日数が 90 日に達するまで条件附採用期間を延長することができる。

3 広域連合長は、前 2 項の規定により条件附採用期間を延長したときは、当該職員に対し、条件附採用期間延長通知書（別記様式第 3 号）を交付するものとする。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「条件附採用期間の開始後 1 年」とあるのは「当該職員の任期」と、同条第 2 項中「90 日」とあるのは「15 日」とする。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。